破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第３１号
福島市八島町５番43号　八島町コーポ104
債務者　細川　徳雄
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森谷　吉博
4　破産債権の届出期間　平成27年６月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月７日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第１０号
山形県長井市川原沢986番地の３
債務者　蒲生　　護
1　決定年月日時　平成27年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒井　賢二
4　破産債権の届出期間　平成27年７月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月10日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第７９号
松江市比津町143番地３　エクシード・ドミールＢ206
債務者　荒木　丈雄
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野島　和朋
4　破産債権の届出期間　平成27年７月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月４日午前11時
6　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１０１号
愛知県豊川市御津町広石新宮山３番地10
債務者　朝倉　憲一
1　決定年月日時　平成27年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河邊　伸泰
4　破産債権の届出期間　平成27年７月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月21日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第６１号
青森県弘前市大字宮川３丁目２番地４　２Ｆ、旧住所千葉県君津市大和田324番地　新日鐵住金大和田寮
債務者　工藤　慎也
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菱谷　　毅
4　破産債権の届出期間　平成27年７月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月７日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第１３号
愛媛県北宇和郡松野町大字目黒166番地
債務者　山本　安俊
1　決定年月日時　平成27年５月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　大輔
4　破産債権の届出期間　平成27年７月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月21日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２７年（フ）第１３９号
愛知県稲沢市長野２丁目15番14―101号
債務者　髙松　三恵
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡　　嗣人
4　破産債権の届出期間　平成27年７月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月４日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第６８号
茨城県稲敷市伊崎818番地２
債務者　国花園こと　石井　　隆
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白岩　大樹
4　破産債権の届出期間　平成27年６月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月４日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第６９号
茨城県稲敷市伊崎818番地２
債務者　石井　孝一
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白岩　大樹
4　破産債権の届出期間　平成27年６月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月４日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第６７５号
名古屋市中川区前田西町２丁目201番地　県営西前田住宅３棟105号
債務者　水野タバコ店こと　水野　裕司
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八木　俊行
4　破産債権の届出期間　平成27年６月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月15日午前10時25分
6　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６５号
盛岡市上田堤２丁目５番３号
債務者　遠藤　秀信
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須山　通治
4　破産債権の届出期間　平成27年６月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月15日午後２時
6　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１０８号
愛知県碧南市半崎町３丁目23番地、前住所愛知県高浜市二池町４丁目１番地62
債務者　水上　　寿
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　貴弘
4　破産債権の届出期間　平成27年７月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月28日午後２時50分
6　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１０９号
愛知県碧南市半崎町３丁目23番地、前住所愛知県高浜市二池町４丁目１番地62
債務者　水上はつみ
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　貴弘
4　破産債権の届出期間　平成27年７月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月28日午後２時50分
6　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第７５０号
名古屋市港区西茶屋１丁目35番地の６　市営西茶屋荘２棟710号、従前の住所名古屋市西区山木１丁目121番地の１　城北ビル301号
債務者　福田　俊浩
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤　　圭
4　破産債権の届出期間　平成27年７月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月29日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部